

視覚障がい者のお客さまへの対応方針について

当金庫は、CS（お客様満足度）向上とCSR（企業の社会的責任）の取り組みの一環として、視覚障がい者のお客さまに配慮した、最適な金融サービスの提供に取り組んでおります。

1. 代筆・代読に関する事務取扱要領の整備

代筆・代読に関する事務取扱要領を整備し、視覚障がい者のお客さまとの取引においても円滑に事務の取扱いを行い、十分な金融サービスの提供ができるようにしております。

2. 点字印字サービス

視覚障がい者のお客さまからのお申出により定期預金満期案内等を点字データソフトおよび点字プリンターで点字印刷を行い、お客さまに郵送するサービスです。

3. 窓口振込手数料の優遇

ATMによるお振込のできない旨のお申出を受けた場合は、振込手数料をATMと同額とさせていただきます窓口で受付けます。また振込依頼書への代筆もお受けいたします。

4. 視覚障がい者対応ATMに関して

視覚障がい者対応ATMとは、ATMに取り付けた受話器から音声案内が流れ、案内のとおり受話器のボタンを押すことで、目の不自由な方による操作が可能なATMです。（タッチパネルを使用せず取引の完結が可能となります。）

ご利用できるお取引：お預け入れ、お引き出し、残高照会、通帳記帳

※全店および全出張所に視覚障がい者対応ATMを設置しております。

5. プライバシーへの配慮

ご預金の入出金、残高などの口座取引内容の確認のご意向のお申出を受けた場合は公的証明書にてご本人確認させていただき、応接室等の別室にてプライバシーに十分配慮し、ご本人様に当金庫職員が残高、通帳記載内容等の読み上げを行ないます。